

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】 別紙2-1

※赤枠内については変更がある項目のみ記載して下さい。

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

山梨県知事 殿

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。□）

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：		
	電子メールアドレス：				法人番号：		
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地						
	(ふりがな)				(生年月日)		
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生		
	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：		
	電子メールアドレス：						
	施設の所在地						
業種に応じた情報	(ふりがな)					資格の種類	
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。					受講した講習会	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装					自由記載	
	自動販売機の型番					業態	
	HACCPの取組					※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。	
	☐ HACCPに基づく衛生管理						
	☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理						
	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐	
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐		
営業届出	営業の形態					備考	
	1						
	2						
	3						
担当者	(ふりがな)					電話番号	
	担当者氏名						

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		講習会名称 年 月 日
	受講した講習会		
業種に応じた情報	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道）		
	② ☐ ①以外の飲用に適する水		
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐
業種に応じた情報	ふぐの処理を行う施設		☐
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		☐
	☐		☐
	☐		☐
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営業の種類
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			